

公益社団法人日本ライフル射撃協会資金運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「本協会」という。）会計処理規程第18条による資金運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、本協会の保有する財産のうち不動産、無体財産権及び寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く本協会の裁量により効率的に運用すべき資金とする。

(運用の基本原則)

第3条 理事は、本協会の資金運用について、善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務を負うとともに、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、本協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(資金区分と運用方針)

第4条 本協会の資金運用は、次の各号の区分に応じ運用するものとする。

(1) 定款第48条第2項により理事会で基本財産と定めた財産

基本財産の目的に応じた資産価値の維持を図ることを旨として、最善と認められる方法により運用するものとする。

(2) その他の資金

資金の積立て目的、運用期間等その資金の特性を勘案し、適正に運用するものとする。

(資金運用の対象)

第5条 前条第1号に規定する財産の資金運用対象は、次のとおりとする。

(1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む。)

(2) 元本保証の円建て金銭信託

(3) 日本国債

2 前条第2号に規定する財産の資金運用対象は、前項に規定する資金運用対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、第4条の運用方針に適合すると認められるときは、理事会の決議により、前項に掲げる資金運用対象以外のものに運用することができる。

(長期国債)

第6条 償還年限が10年を超える国債は、取得できないものとする。

(運用の評価)

第7条 会長は毎事業年度の末日に、次の点について運用状況を評価しなければならない。

(1) 生じた利子、分配金、配当金等の果実

(2) 時価

(理事会及び社員総会への報告)

第8条 会長は、年1回以上、資金運用の状況を理事会に報告しなければならない。

2 社員総会は、必要と認められる場合、資金運用の状況について会長から報告を受けるものとする。

(会長の職務)

第9条 会長は、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

2 会長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用執行責任者の職務)

第10条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握していなければならない。
- 3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を指名することができる。
- 4 資金運用執行責任者は、資金の運用が適正に行われるよう、資金運用担当者を監督しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本協会の資金運用に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。